要保存

令和７年度(2025 年度)版

瀬田中学校スクールガイド

瀬中なび

大津市立瀬田中学校

〒 520-2141　　大津市大江七丁目１番１号
TEL　077-545-8001　　FAX　077-545-8002
URL：http://www.otsu.ed.jp/seta-j/

瀬田中学校スクールガイド

“瀬中なび”

この『瀬中なび』は、瀬田中学校生徒、保護者、地域そして教職員が一体となり、教育･学習を進めていくことを目的に作成した学校ガイドブックです。

★ 児童・生徒の皆さんへ‥‥

この「瀬中なび」には、生活の約束事や学習・部活のことなど、充実した学校生活を過ごすために役立つ様々な情報が載っています。よく読んで有意義な日々を送ってください。

★ 保護者の皆様へ‥‥

子どもたちの教育と健やかな成長のため、保護者のみなさまと学校が信頼関係を築きながら、協力することが大切です。保護者のみなさまには、瀬田中学校について、より詳しく知っていただきたいと思っています。

この「瀬中なび」には、学校生活や学習のことなど、様々な情報を掲載していますので、ご活用ください。

★ 地域の皆様へ‥‥

地域のみなさまをはじめ、多くの方々のご支援・ご協力のもと、「安心して学べる学校づくり」に取り組んでいきたいと考えています。

この「瀬中なび」を通して、瀬田中学校をより詳しく知っていただき、さらに素晴らしい学校にしていくため、一層のお力添えをお願いいたします。

目　次

- 概要
  - 校章の由来
  - 校歌
- 教育
  - 学校教育目標
  - めざす生徒像
  - 瀬田中が大切にしたい３つのＳ
  - 教育課程
  - 日課表
- 学校・学年行事(主な取組)
  - 各学年
  - 特別支援学級
  - 文化祭
  - 体育大会
- 生徒会活動
- 部活動
- 学校生活
  - 学校生活のきまり
- 災害時の対応
- 緊急時の安全対応
- 自転車通学
- 教育相談活動
- いじめ防止基本方針
- 学習評価・通知票
- 進路指導
- 健康診断
- 保健室
- 保健関係書類の記入と提出について
- 独立行政法人
  日本スポーツ振興センターについて
- 教科書
- 学割証
- 学校諸経費
- 就学援助
- 転校手続き
- 給食
- ＰＴＡ活動
- 入学について
- 入学に伴う購入品
- 地域行事
- 令和７年度年間行事

瀬田中の概要

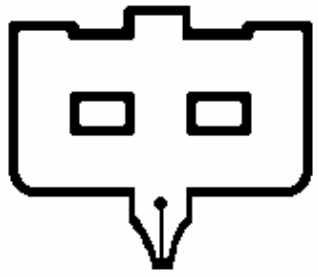

校章の由来

昭和 23 年に制定されたもので、新しい時代にふさわしく「中」を基本のシンプルなデザインとし、真ん中の縦棒には勉学のシンボル「ペン先」をあしらい、まっすぐ上を向いて伸びてくれるよう、しっかり勉学に励んでくれるよう願いがこめてあります。

また、瀬田のシンボル「唐橋」の擬宝珠（逆さにした形）をイメージしています。

瀬田中学校校歌

【昭和 51 年 1 月制定】

作詞　木村　篤子
作曲　西村　義彦

1．風さやかなる瀬田川の
　　清き岸辺を望む丘
真理求めて集いたる
　　君と磨かん知と業の
歴史を築く学び舎は
　　ああ我らの瀬田中学

2．　雲湧き出ずる比良比叡
　　若き希望の眉あげて
勤しむ心たゆみなく
　　友と進まん自主の道
永久に伸びゆく学び舎は
　　ああ我らの瀬田中学

3．波きららかに琵琶の湖
　　高き理想の瞳に映ゆる
開けゆく世代の誇りもて
　　共に鍛えんたくましく
生命はぐくむ学び舎は
　　ああ我らの瀬田中学

瀬田中の教育

学校教育目標

校　訓　：　自 主・自 律

教育目標　：　きたえ・高め合い・学び続ける子供

めざす生徒像

○　自ら考え学び取る生徒　（知）
○　心豊かにみとめ合う生徒（徳）
○　たくましくやりぬく生徒（体）
○　自己の研鑽に努める生徒（意）

瀬田中が大切にしたい３つのＳ

３Ｓ運動の展開

- **爽やかあいさつ、いつもニコニコ**
  爽やかな心のこもった挨拶＋（プラス）ワンを心掛ける
- **スッキリ環境、授業もイキイキ**
  スッキリと学習環境を整え、スタートよく授業に臨む
- **すすんで活動、みんなキラキラ**
  すすんで活動の場を求め、自分のよさを発揮し、高める

教育課程

□ **年間授業時間数**（標準時数：1015 時間・週 29 時間）

教科 学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合	合 計
１年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015(29)
２年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015(29)
３年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015(29)

日課表　（変更することがあります）

【平 常 日 課】

生徒登校	～ ８：２５ 〔朝読・朝学準備〕
読　　書	８：３０～ ８：４０
短 学 活	８：４０～ ８：４５
１	８：５５～ ９：４５
２	９：５５～１０：４５
３	１０：５５～１１：４５
４	１１：５５～１２：４５
昼食休憩	１２：４５～１３：３５
５	１３：４０～１４：３０
(短学活)	１４：４０～１４：４５
６	１４：４０～１５：３０
短 学 活	１５：４０～１５：４５
清　　掃	１５：４５～１５：５０
一般下校	１６：３０

【午前中日課】

生徒登校	～ ８：２５ 〔朝読・朝学準備〕
読　　書	８：３０～ ８：４０
短 学 活	８：４０～ ８：４５
１	８：５５～ ９：４５
２	９：５５～１０：４５
３	１０：５５～１１：４５
短 学 活	１１：５５～１２：００
清　　掃	１２：００～１２：０５
４	１１：５５～１２：４５
給　　食	１２：４５～１３：２５
短 学 活	１３：３５～１３：４０
清　　掃	１３：４０～１３：４５

※昼食が弁当の場合は、５校時が１３：３０～　となります。

□ 前後期制による時間割

前期：４月～１０月上旬　後期：１０月上旬～３月末

	月	火	水	木	金
朝読・朝学	8:30 ～ 8:40				
１			(道 徳)		
２					
３					
４					
５					
６	総合補充	（総合）	補 充		学 活

●朝読書（全学年）
＊各自好きな本を準備し、10 分間静かに読書に取り組む。
●朝学習（３年･テスト前等）
＊５教科のプリント問題に取り組む。

□ 総合的な学習の時間

“人をつなぎ　心を育む　瀬田中タイム”

― 人から　地域から　体験から ―

	１　年	２　年	３　年
前期	○ 情報モラル学習 ○ ふるさと体験学習	○ 情報モラル学習 ○ 進路学習（職場体験に向けて）	○ 情報モラル学習 ○ 社会体験学習(修学旅行) ○ 生き方学習(自己実現に向けてⅠ)
後期	○ 生き方学習(地域から学ぶ) ○ テーマ学習（障害者理解教育） ○ 生き方学習（自分を見つめる）	○ 職場体験学習 ○ テーマ学習(人権学習) ○ 生き方学習（上級学校を知る）	○ 生き方学習(先輩から学ぶ) ○ テーマ学習Ⅰ(薬物乱用防止教育) ○ テーマ学習Ⅱ(人権学習) ○ 生き方学習(自己実現に向けてⅡ)
時間数	５０	７０	７０

学校・学年行事　（主な取組）

第１学年

自然体験学習

１年生では、毎年１学期に「葛川少年自然の家」で自然体験学習を実施します。

日頃接する機会が少ない大自然の中で、自然のすばらしさを満喫したり、新しい発見や仲間づくりができる活動等を通して、集団生活の在り方や社会性を身につけ、実践力を持った人間形成を図ります。

特別支援学級

☆ 特別支援学級も、校外で活動することがあります。他校の生徒との交流も深めます。

５月	滋賀県交歓スポーツ大会（陸上の部）
６月・２月	大津市中学校南部ブロック交流会
１０月	大津市交歓スポーツ交流会
１月	大津市特別支援学級・学校作品展

☆ 滋賀医科大学の小児科病棟の中には、入院しながら学習できる『院内学級』があります。院内学級も瀬田中学校の特別支援学級です。

第２学年

職場体験学習　「瀬田中チャレンジワーク」

① 働くことの意義を知り、実際に働く体験を通して、自分の生き方や働くことについてより深く考える力を養っています。

② 勤労体験を通して社会人としてのマナーやルールについて学び、社会と関われる自信と仕事への期待を育てるとともに、自分自身の普段の生活を見直す機会としています。

③ マナー講習会を実施し、『マナー＝礼儀作法＋思いやり』の心の育成を図っています。

事業所の協力のもと様々な職業に挑戦しました。

第３学年

修学旅行

☆ 大自然の中での体験や、当地の歴史や文化に接することで広い知見を身につけ、豊かな心を育む機会としています。

☆ 体験活動を通して、主体的に活動できる力が、より一層大きく育つことを期待しています。

☆ 集団行動を通して、健康安全や公衆道徳などの望ましい態度を身につけ、学校生活をより豊かにすることも図っています。

文化祭〔９～１０月〕

令和６年度は、体育館での一日開催となり、合唱コンクールも予選と本選に分けて実施しました。

発表・展示

体育館では、全校で作り上げた作品が展示されます。また、吹奏楽部の発表、生徒会企画が行われます。校舎内では、文化部作品、各教科の作品展示などのコーナー活動が行われます。

【ステージ発表】

【吹奏楽部】

合唱コンクール

各学級では、１学期から選曲、指揮者・伴奏者の決定、実行委員の選出と準備に取りかかります。そして、９月からは本格的に練習開始、本番間近になると素晴らしい歌声が響き渡ります。

合唱を通じて、響きあった時のハーモニーの美しさを感じ取らせて、合唱することの喜びを味わいます。

体育大会〔１０月〕

各種目入賞者の表彰に加え、学級対抗戦となり一段と競技や応援に熱が入ります。各学年の予選を勝ち抜いた綱引き決勝戦は、見る者も興奮させるほどの迫力があります。学級の絆が一段と深まる瞬間です。

令和６年度は、玉入れやリレーに加え、綱引きなど種目を限定して、「学年体育」として実施しました。白熱した大会になりました。

生徒会活動

生徒会活動は、生徒主体で取り組み内容を考え、計画し、運営を行っている組織です。現在、役員は生徒会長１名、副会長２名、執行部員 30 名の合計 33 名で活動しています。またそのもとで委員会がそれぞれの仕事をしています。活発な話し合いをしながら、文化祭、学校夢プロジェクト、ボランティア活動等の計画を立て、協力しながら実行しています。このように、生徒会活動は、生徒のみなさん自身が中学校生活を規則正しく、有意義に過ごせるように、いろいろな方法を考えて計画し、実行していく活動で、みなさん一人ひとりが創っていくものです。あいさつ運動やいじめ撲滅運動、行事などを通して、みんなが笑顔でいられるような瀬田中学校を目指して、日々活動を行っています。

みなさんも、新しい生徒会のメンバーとして活躍してくれることを期待しています。

生徒会組織図

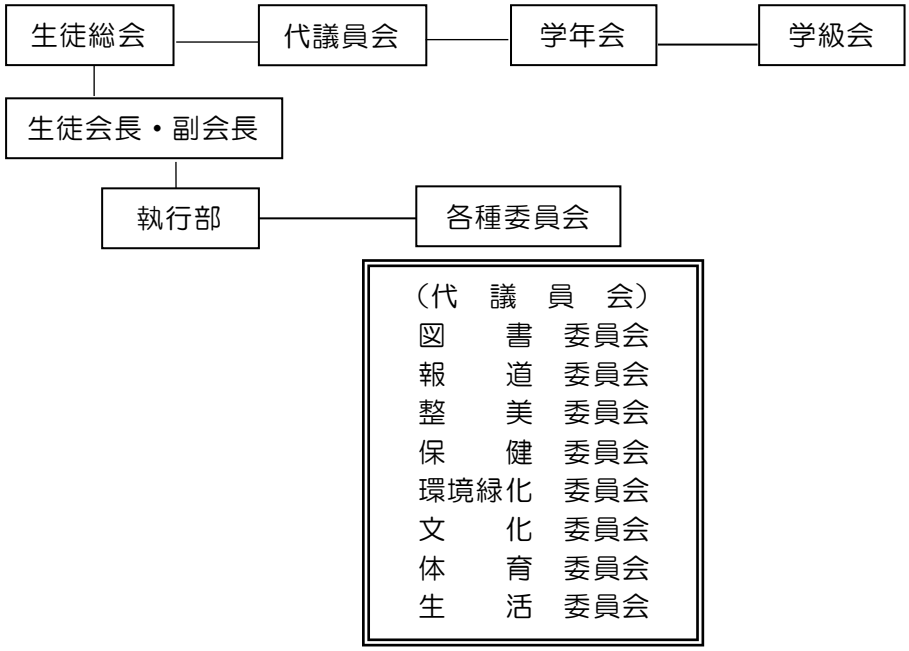

委員会活動

月に１度、「各種委員会」という日を設定し、各クラスから代表者が集まり、課題について話し合ったり活動したりします。委員会は全部で９つあり、それぞれの活動方針に沿った内容で学校をより良くするための活動を行います。

【各種委員会】

① 代議員会　…生徒総会の運営、執行部と生徒をつなぐための目安箱の活用
② 図　　書　… 本の貸し出し、新しい本の購入希望アンケートの実施、図書室の整備
③ 報　　道　… 昼休みの校内放送
④ 整　　美　… 校内清掃活動、そうじ用具の点検・整備
⑤ 保　　健　… 健康推進活動、ピアカウンセリング
⑥ 環境緑化　… 花壇の水やり、ヒヤシンスの水耕栽培
⑦ 文　　化　… ベルマーク・ペットボトルキャップ回収、SDGs に関する取り組み
⑧ 体　　育　… 体育行事のサポート、昼休みのボール貸出
⑨ 生　　活　… あいさつ運動の計画、日々の生活をよりよくする取り組み

〔国庁跡清掃ボランティア〕

〔いじめ撲滅授業・ムービー〕

その他にも生徒会執行部では『学校夢づくりプロジェクト』、地域行事への参加など瀬田中学校、瀬田の地域をより良くする活動を行っています。

〔学校夢づくりプロジェクト　　庭プロジェクト・ペットボトルイルミネーション〕

年間活動計画

４月　入学式，対面式
　　新入生オリエンテーション
５月　生徒総会
６月　文化祭に向けての取組スタート
７月　夏季総体壮行会
９月～１０月
　　文化祭準備
　　文化祭
　　新・旧執行部引き継ぎ
１１月　新執行部の活動スタート
１２月　認証式
１月　学校夢づくりプロジェクト
２月　入学説明会
　　国庁跡ボランティア清掃
３月　反省と次年度事業計画
　　卒業式

〔あいさつ運動〕

部 活 動

放課後だって楽しい！！

　中学校生活を充実させていくうえで、部活動では教科の授業だけでは得がたい精神力や体力などを身に付けることができます。

　部活動を通して、苦しい時でも前向きに考えられ、人間的に成長してくれることを期待します。

★活動している部

【運動部】

野球 ・ サッカー ・ 陸上 ・ ソフトボール

ソフトテニス ・ 卓球 ・ バスケットボール

バレーボール ・ ボート ・ バドミントン

【文化部】

吹奏楽・日本文化・コンピュータ・家庭・美術

部活動運営内容

⑴ 入部手続きについて(令和６年度)

【１年生】

① 仮入部期間を経て、正式入部になります。

★ 仮入部を４月中旬に予定しています。
例年、仮入部を５日間程度実施しています。
詳細については、４月に連絡します。

② 仮入部なしに正式入部は認めていません。各部の活動状況をしっかり確認して、自分に適した活動を検討して下さい。正式入部は４月下旬予定です。その日の放課後、各部でミーティングを実施し、最終確認が終わるといよいよ活動がスタートします。

【２年生、３年生】　部活継続届を担任に提出します。

⑵ 活動時間について

① **放課後(平日)は１６時４５分まで**を原則とします。ただし、顧問の判断により下表のとおり、延長することがあります。また、土日、休日においても顧問の直接指導があれば活動できます。

② **土曜または日曜日どちらかと平日に１日の週２日を活動休養日**とすることを原則としています。

③ 休日等の活動時間は概ね８時３０分から１６時３０分までです。(３時間以内の活動)

④ 対外試合等においては、活動時間が３時間を超えることがあります。

⑤ 定期テスト１週間前よりテスト最終日まで原則活動は中止になります。

期　間	最大延長時の完全下校時刻	
４月　～　９月	１７：３０	★気象状況等の諸事情により、下校時刻が変更になることがあります。
１０月　～　１月	１７：００	
２月　～　３月	１７：３０	
５時間授業の場合は、期間を問わず１７：００完全下校になります。		

⑶ 新入生の活動時間について

① 見学、仮入部とも最大１７時まで。

② 上記活動日が午前中日課の場合は最大１５時まで。

※ただし、①～②は事情により変更することもあります。

部活動時の服装

原則、運動部は部活動で決められた服装または体育時の服装
文化部は標準服または体育時の服装

① 服装は各部の活動に適した服装です。また、購入を希望する場合は顧問と相談してください。

② 休日に活動する場合の登下校時の服装は、部活の服装または標準服とします。

③ 平日の下校時は早く帰ることを目的に部活の服装で帰ることができます。

学 校 生 活

学校生活のきまり

１．服装・頭髪など

(1) 通学服：学校指定の標準型制服を着用すること。

○ 上　衣（制服の型）

夏　服	白色半袖ｽｸｰﾙｶｯﾀｰｼｬﾂ　　ポロシャツ	白色半袖ｽｸｰﾙｶｯﾀｰｼｬﾂ　　ポロシャツ
合　服	白色長袖ｽｸｰﾙｶｯﾀｰｼｬﾂ　　ポロシャツ	白色長袖ｽｸｰﾙｶｯﾀｰｼｬﾂ　　ポロシャツ ベスト　Ｖネック　脇あき ３つアウトポケット 棒タイ　エンジ色
冬　服	黒色詰め襟の学生服 （日被連標準型認証マークのついているもの） パイピングカラー可 校章入りボタン 袖ボタン　２個	ブレザーダブル型 濃紺　３つアウトポケット ４つボタン 棒タイ　エンジ色

＊ ベストは必要に応じて購入になります。

○ 下　衣（制服の型）

夏　服 合　服 冬　服	黒色学生服の長ズボン （日被連標準型認証マークのついているもの）	スカート　紺色 追いかけひだ２４本 丈は膝の真ん中を基準とする 長ズボン　紺色 ブレザー用スラックス

＊本校では衣替えの期間を定めていません。体調や季節により各自調整しましょう。

※校章は、令和３年度以降名札に印刷されていますので、制服にはつけません。

(2) 下靴・上靴・体育館シューズ

① 下靴：保健体育科の授業に適した運動靴（雨天時はレインシューズでもよい。）

○

×

② 上靴：学校指定の上靴（ラッキーベル株式会社　ステップ１０１）
＊R７年度：１年生は黄色、２年生は青色、３年生は緑色のラインです。
③ 体育館シューズ：学校指定の体育館シューズ（ラッキーベル株式会社　アリーナ３００）
＊R７年度：１年生は黄色、２年生は青色、３年生は緑色の靴ひもです。

ラインと名札は同じ色です

上靴(ﾗｯｷｰﾍﾞﾙ株式会社　ｽﾃｯﾌﾟ101)

体育館ｼｭｰｽﾞ(ﾗｯｷｰﾍﾞﾙ株式会社　ｱﾘｰﾅ300)

（上靴、体育館シューズは類似の物でもかまいません。）

⑶ 校章・名札

① 校章：令和３年度以降、校章は名札に印刷されているため、制服にはつけません。
② 名札：１年生は黄色、２年生は青色、３年生は緑色です。
・学生服、ブレザー（ベスト）、カッターシャツ、ポロシャツの左胸（ポケット）に取り付けてください。

⑷ 防寒服

＊ コートなどの防寒着やマフラー・手袋などの防寒具は、校舎内では着用しないようにしましょう。形、色など特に規定はありません。

⑸ 通学カバン

＊ 通学カバンは特に規定はありません。持ち運びやすいものを使用してください。

⑹ 頭髪など

＊ 髪の毛の長い人は、学習の妨げにならないように束ねましょう。
・パーマ、染毛、脱色、眉毛の変形や額の生え際の深ぞりなどはやめましょう。
・化粧、ピアス、華美な装飾品、カラーコンタクト等はやめましょう。

２．生活

◇ 瀬田中学校の生徒である自覚と誇りを持って、自分の行動に責任を持とう。

⑴ 登校・下校について

＊登校は、朝８時２５分までに登校する。８時 30 分には「朝読書（朝学習）」をはじめましょう。（自転車通学の生徒は、８時２０分までに登校しましょう。）
＊一般完全下校は、夕方４時３０分です。（部活動完全下校時刻は別に定める）
・交通ルールをしっかり守り、安全な道を通りましょう。
(自転車通学が許可されている人は、必ず届け出た通学路を通りましょう。)
・登校、下校の時間をしっかり守りましょう。

□ 欠席について
８時１５分までに必ず保護者から学校に電話（545-8001）または、通信アプリ tetoru にて連絡してください。
□ 遅刻について
８時３０分に教室で遅刻のチェックがあります。

⑵ 教室の出入り、移動について

・カギは教室の前黒板横にかけておき、移動教室の時はカギ係が戸締りをする。
・自分の教室・部室以外は、鍵がかかっていなくても無断で入らない。
・放課後は、先生がカギをかける。
・他学級へは、基本的に入らない。
・他学年のフロアに行かない。
・体育館や特別教室に移動する場合は、原則他学年の教室前を通らないルートで移動する。

⑶ 授業について

・授業前に準備をしておくこと。移動教室のときは、準備・移動をしてから休憩をとる。
・チャイムが鳴るまでに自席について学習を始める。
・授業中は、私語をせず、話している人の話をしっかり聞く。自分の考えを発言するなど、授業の活動に集中して取り組む。
・忘れ物は、家、教室に取りに帰らず、先生の指示に従う。

⑷ 職員室の出入について

・職員室には入室せず、入口で用事のある先生を呼ぶ。
・１･２年生の先生に用事があるときは職員室の後ろの入口を、３年生の先生に用事があるときは前の入口を利用する。
・打ち合わせ中など、施錠されることがあります。

⑸ 保健室の利用について

・保健室の利用は、休み時間中を原則とする。
・授業中、体調が悪くなって保健室を利用する時は、担当の先生に「保健室来室連絡票」に必要事項を記入してもらってから行く。
・体調が悪くて早退する時は、保健室の先生の指示を受けて、担任の先生（または学年の先生）に家庭連絡をしてもらう。

⑹ 昼食・休み時間について

・給食当番は、必ずマスク、エプロン、帽子をつけて行う。
・毎日お箸を持ってくる。
・昼食は、自分の教室で食べる。
・昼休みは、予鈴までとする。

⑺ 持ち物について

・学生証は自分の身分を示すものです。いつも持っておき、貸し借りをしない。
・自分の持ち物には、しっかりと名前を書く。
（上履き･下靴･体育館シューズにも名前を書くこと）
・高価な下靴をはいて登校しない。
・不要なお金、貴重品、カッター等の危険物は持ってこない。（持ってきたときは、朝、先生に預けること）
・携帯電話等、学校生活に不要なものは持ってこない。

スマートフォンについて

携帯電話やインターネットがもたらした恩恵が多い反面、SNS や LINE などを介した誹謗中傷、迷惑メール、出会い系サイトの危険など、深刻なトラブルや犯罪が多発しています。

このような状況下、本校では、携帯電話の学校への持ち込みを原則として禁止しています。また、自宅等でインターネットや携帯電話を使用する際にも、多様な危険性が潜んでいることを十分に理解し、保護者の監督のもと、気をつけて利用しましょう。

⑻ その他

・学校にいる間は、先生の許可なく勝手に校外へ出てはいけません。
・何か困ったことが起こったり、助けが必要なときは、すぐに職員室に行き、先生に連絡しましょう。
・いじめや暴力など人を傷つける行為は絶対にやめましょう。
・来訪者にはさわやかにあいさつし、節度ある態度で接しましょう。
・友達間でお金や物の貸し借り、交換はしないようにしましょう。
・校内の物品を破損したときは、必ず先生に届け出て、指示に従いましょう。
・公共物は大切に扱い、校内の美化に努めましょう。
・校舎内では静かにし、走ったり、物を投げたりしないようにしましょう。
・校内放送は、静かに聞きましょう。

“自由には責任が、平等には相互理解が、権利には義務が”伴うことを自覚し、明るい学校生活に努めましょう。

災害時の対応

◆大津市南部に「特別警報」及び「暴風を含む警報」が発令されたとき（台風など）

Ⅰ．午前７時現在で「特別警報」や「暴風を含む警報」が発令されたときは、学校は終日臨時休業となります。

・警報の発令中は、絶対に外出しないこと。
・やむを得ず外出するときは、危険な場所へは近づかないこと。

危険箇所

★河川は大雨により増水の危険がある。（雨がやんだ場合も、上流で降った雨により増水する）
★暴風により危険な状態になっている場所には近づかない。（切れた電線、倒れそうな樹木、落ちそうになっている看板等）

Ⅱ．午前７時の段階で、暴風を含む警報が発令されていなくても、それ以降警報の発令が予想される場合、早い段階で学校として活動を停止して、生徒を帰宅させます。

◆地震発生時

Ⅰ．前日の下校後から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は、当該の時刻）に、大津市において「震度５弱以上」の地震が発生した場合、その日は臨時休校となります。
Ⅱ．登校後の場合、学校防災マニュアルに従って速やかに避難させます。また、下校については、通学路等の安全を確認のうえ指示をします。

◆武力攻撃事態等における措置

①臨時休校

・前日の下校後から当日の午前７時までの間（前日が土日祝日の場合は、該当の時刻）に、大津市を含む地域に対して武力攻撃事態等（Ｊアラート等）による警報が発令された場合は、その日は臨時休校とします。

②登校後の場合

・学校防災マニュアルに従って速やかに避難させます。また、下校については、通学路等の安全を確認のうえ指示をします。

◆<u>一斉下校等、緊急連絡は原則 保護者連絡サービスアプリ『tetoru』でお知らせしますので、必ず登録してください。</u>

緊急時の安全対応

◇ 不審者等による、生徒の身体・生命に関わる事案が発生した場合
◇ 犯罪等の発生により、生徒への直接的・間接的影響が懸念される場合
◇ 台風や大雨等の風水害、大雪、地震などにより、下校時の安全確保が必要な場合

◆ 保護者に迎えに来てもらう。
◆ 保護者が迎えに来てもらえないときには、学校で生徒を待機させる。
◆ 状況により、教員が生徒を自宅まで送る。
ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校での待機となる。

○下校体制のガイドライン

事案ﾚﾍﾞﾙ	事　案　例	下校時の体制
A	・瀬田中学校においての火災発生時 ・瀬田区域での大地震 ・瀬田区域での台風等の大災害で生徒を単独で帰らせることが危険であると判断されるとき ・瀬田中学校での不審者等による凶悪事件発生時 ・県、市教委など関係機関の指示	・保護者に連絡を取り、迎えを依頼 （保護者連絡がとれない、迎えに来てもらえない場合、生徒は学校待機） ・部活動停止 ・ＰＴＡ、地域の方々への協力呼びかけ
B	・瀬田区域、瀬田近隣区域での不審者等による凶悪事件発生時 ・瀬田区域での台風等の災害で、生徒を単独で帰らせると危険と判断されるとき ・県、市教委など関係機関の指示	・下校時、通学路の立ち番及び地域パトロールの実施 ・部活動停止 ・緊急一斉下校 ・ＰＴＡ、地域の方々への協力呼びかけ
C	・その他の事案 ・校長及び学校安全委員会の判断	・下校時、通学路の立ち番及び地域パトロールの実施 ・部活動停止

※いずれの場合も「tetoru」にてお知らせします。

自転車通学

本校では、校区内の遠隔地域の生徒に限り許可制で自転車通学を認めています。また、自転車通学についての校内規定を設けており、自転車で通学する生徒の安全確保に努めています。

H28 年度に生徒会を中心に実施した全校生徒のアンケートを受けて、H３０年度より、自転車通学許可区域が縮小されましたが、近年の生徒数の増加により、まだまだ登下校時の交通事故が懸念されます。大津市では、賠償に備えての自転車安全保険等への加入が義務づけられています。校内規定も守り、正しい交通マナーで通学できるように、ご家庭でも指導していただきますようお願いします。

① **自転車通学許可申請**
申請手続きについては、入学後、学校で指導します。
＊学年はじめの４月に毎年行い、自転車通学許可を更新します。

② **自転車通学必需品**
・ヘルメット、レインコート：各ご家庭でご準備ください。
・ヘルメットについては「SG マーク（自転車用製品安全協会規格品）」が望ましい。
・許可シール：大津交通安全協会瀬田支部より提供

③ **通学許可区域**　　松陽１･２丁目、野郷原２丁目、瀬田３･４･５･６丁目

④ 自転車通学のきまり

・ヘルメットを必ず着用すること。
・朝８：２０までに登校すること。
・自転車通学路については対象者に自転車集会で説明します。
・交通ルール及び、校内規定を厳守すること。
　☆二人乗り、無灯火、傘さし運転、２列並進などの危険な乗り方はしないこと。
・校内では指定された場所に駐輪し、必ず施錠すること。
☆自転車通学生は、毎学期はじめの自転車通学生集会に必ず参加します。

〇通学に使用できる自転車

・スタンドがたて形の実用車で、ランプ・ベル・錠・前かごが付いていて、それ以外の不要な物がついていないもの。

※自転車で通学できるのは、瀬田中学区内に居住する生徒に限ります。
（校区外から通学する生徒は、徒歩通学または公共交通機関を利用して登校してください。）

教育相談活動

中学校３年間は、心と体が大きく変化し、勉強や友だちのことなど、悩みごとがたくさん出てくる時期です。そんなみなさんの悩みの解決に向け手助けをしていくのが、教育相談活動です。

人づきあいの技術や気持ちをコントロールする方法など問題解決の方法を学び、自分で解決・解消していく力を身につけ、楽しく充実した学校生活を送ることを応援します。また、自分だけでは解決できない問題もあります。そんな時は、一人で悩まずに人に相談することも大切です。いろいろな教育相談活動を利用してください。

① 教育相談旬間・月間

担任の先生や学年の先生などと個別相談をする機会を設けています。悩み相談はもちろんですが、ゆっくり話をすることで、自分を振り返ったり先生との交流を深めたりしてください。

② スクールカウンセラーによる面談

スクールカウンセラーが学校に来られる日があります。生徒だけでなく、保護者（希望者）の方のカウンセリングも実施しております。

S.C（スクールカウンセラー）って？

スクールカウンセラーとは公認心理師や臨床心理士、学校心理士の資格をもった心の問題の専門家です。相談に来た人の悩みや困りごとなどの問題解決の手伝いをするのがカウンセリングです。 話をしてみたいなと思ったら、担任の先生などにそのことを伝えてください。

保護者の方も気軽に相談をしてください。

教育相談担当にお電話いただけたら予約を入れます。

③ 教育支援ルーム・SSR 「SB（エスビー）ウイング」

安心できる居場所として「SB ウイング」という部屋を開室しています。将来的な自立に向けてエネルギーを蓄え、さまざまな力をつけるための部屋です。

友達との関係や学習への不安など様々な悩みを抱えて、不安定な状態から気持ちを落ち着かせ、リラックスしたいときに利用できる校内の安心できる居場所です。

利用する場合は、教育相談担当と教員・本人・保護者との面談と利用登録が必要です。

SB ウイング

２階に相談室があります

令和６年度　大津市立瀬田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011 年（平成 23 年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、瀬田中学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、瀬田中学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

１　いじめ防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・P2

（１）　いじめの未然防止

（２）　いじめの早期発見

（３）　いじめへの対処

２　「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

（１）　役割

（２）　構成員

（３）　関係する校内委員会等との連携

（４）　いじめ事案対応フロー図

３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・P11

（１）　基本方針、年間計画の見直し

（２）　基本方針、年間計画の公開・説明

４　いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

５　その他（資料等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13

1　いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対処」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対処」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての生徒が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、生徒自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、生徒一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な生徒の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①　子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	生徒会執行部の「いじめ撲滅運動」をさらに活性化させ、地域と連携したポスター制作や、生徒会によるいじめ撲滅ムービー等の作成、生徒によるいじめ撲滅授業を通して、全校生徒でいじめ撲滅について考える機会を設定する。

35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	瀬田中学校の生徒の一員として、いじめをなくす活動に生徒会執行部を中心に取り組む。その一環として、昨年に引き続き缶バッジを用いて、全校共通のいじめ撲滅の意思表示をするとともに、ピアカウンセリングを実施し、生徒が自ら解決できる力をつける。

② 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめの定義を子どもたちにも周知し、一人ひとりの権利が守られる環境を築こうとする意志を養う。人権教育の充実とともに、特別の教科「道徳」の時間を有効に活用して、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。また、いじめをしないという強い気持ちを持つよう、正しい判断力（自己指導能力）を育成する。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	情報機器を扱う企業の専門家や大学教授等を招き、情報モラルを学ぶ講演会を複数回開催して、携帯電話やスマートフォンの利便性とともに、それに潜む危険性について学ぶことで、人権を守り、決していじめを起こさない意識を培う。
38	相談することの大切さに関する啓発	日々の教育活動や相談窓口等の広報啓発物品等の配布などの機会を捉え、悩みを持つことは決して悪いことではなく、誰でも悩むことはあるということへの理解を促す。悩んだときには、人に話す・聴いてもらうことの重要性を伝え、学校の教職員や保護者、地域の方など身近な大人や相談窓口等、自分が一番相談しやすい人や手段を見つけるよう相談を促す。また、子どもに寄り添い、思いを丁寧に受け止める教員の姿勢を伝え、子どもが安心して相談できる体制を整える。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	子どもたちがいじめをしない、させない、許さない態度や能力を身につけられるよう、特別の教科である「道徳」を要として、教育活動全体を通して、かけがえのない生命を尊重する心や互いを認め合う寛容な心、誰に対しても差別をすることや偏見を持つことのない公正、公平な態度、互いに理解し合い、協力し、助け合う友情・信頼の心などを育む。

40	自他ともに認め合う人権教育の推進	人権学習や人権標語制作に向けた取組などを通して、人権課題について正しく認識し、人それぞれによさや個性があり、それを尊重することが大切であることの理解につなげる。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	日頃の授業の中でできる喜び、わかる実感を味わえる魅力ある授業づくりを進める。また、体育的行事や文化的行事等を通して、生徒一人ひとりが所属感や存在感を感じられるような学級づくり、授業づくりを進める。また、それぞれの学級で学級経営案をもとに、生徒が安心して学び過ごせる居場所を作る。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	保育体験学習や職場体験学習をはじめとする様々な行事を通して、小学生や幼稚園・保育園などの異年齢の子どもたちとの関わりを持つことや、体育大会や文化祭などの行事での各学年間の交流を持つことを通して思いやりの心を育てる。

③　教員に対する研修・支援、家庭・地域への広報・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者･地域への周知	学校いじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方や、学校におけるいじめ事案への対応の流れ等を明記するとともに、この行動計画で「学校が実施する施策」に位置づけられている各具体的取組について、実態に合った目標を設定する。策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページ上に掲載することなどを通じ、広く保護者・地域に周知する。
44	保護者･地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	保護者・地域の方に対し、子ども支援コーディネーター等の学校の相談先を周知することを通じ、保護者や地域の方がいじめやその他の子どもの課題を発見した際に、学校に情報提供していただける関係づくりを行う。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	年度当初の職員会議等で、学校いじめ防止基本方針をもとにいじめの定義や、学校におけるいじめ事案への対応の流れなどについて再確認し、共通理解を図る。また、学期ごとに教育相談の方法や子ども理解の方法、具体的な事案例等を示しながらいじめの捉え方や対処についての研修をする。

46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	各教員が知った情報を必ず学年で共有し、生徒指導担当教員が生徒指導主事、子ども支援コーディネーターに必ず報告する。共有した情報を管理職に報告し、速やかにいじめ対策委員会を開催し、対応を協議する。日常的に生徒の様子や変化を学年で共有する時間を設け、情報をつかんだ教員が一人で抱えこまず組織対応するとともに、些細な情報からでも背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、早期に対応できる組織を作る。

④　その他（学校独自の取組）

取組目標
生徒会執行部、生徒会各種委員会によるいじめ防止・撲滅活動の実施。（缶バッジ、ポスター、いじめ撲滅ムービー制作、生徒によるいじめ撲滅授業など）
生徒指導主事や子ども支援コーディネーターを中心とした、教員の意識向上と組織対応の徹底に資する教員研修の実施。それぞれの学級で学級経営案を策定し、教員間で共有することで、それぞれの視点で生徒の成長や課題を把握する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいと思われる兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が生徒の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に情報を共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、事実関係に基づいて積極的にいじめを認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

また、生徒または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、生徒または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をとることにより、学校と保護者との間で情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、外部の専門家と

連携するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。
　ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①　いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	いじめ等の子どもの悩みを早期に発見することを目的に、学期に複数回、アンケート調査を行う。アンケート調査結果は必ず複数の教員で確認することとし、少しでも気になる点があった場合は、子どもへの聴き取りなどを通じて、子どもの悩みの把握と、適切な支援につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	教育相談旬間を設定し、生徒の悩みや気持ちを把握し、ともに考える姿勢を明確に示しながら、保護者との連携も深める。また、教育相談で得た情報や生徒との信頼関係を学級経営に生かす。生徒間の関係性の変化や、生徒の心の状態の変化をいち早くつかむために、１，２学期のはじめにミニ教育相談を実施する。また、長期休暇中に生徒の状況を把握できるように努める。教育相談旬間は、６，１１，２月に設定する。また、日常的に休み時間や放課後などを利用して、生徒から情報を収集するとともに、普段の丁寧な見取りや情報を効率よく収集、伝達するための校内様式を作成し活用する。生徒に対して実施したアンケートについては、必ず複数の教員で内容を確認し、早期に生徒の悩みを把握する。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間や登下校の際も教員による見守りを行い、被害が継続しない体制を整える。また、子どもが集団から離れて一人で行動しているなど、気になる様子が見られた時には、声をかけたり、話を聞いたりする。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	友達の気持ちを踏みにじったり傷付けたりすることの重大さを日ごろから生徒に伝えるとともに、学校と家庭が連携して子どもを支援できる関係性を構築できるよう、日頃から保護者とのコミュニケーションを充実させる。また、教育相談やアンケートによって生徒の悩みを把握したときには、家庭と連携して解決を図る。

②　いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	教職員がいじめの疑い（いじめかどうか確認できていない事案を含む）を把握した場合は、必ず子ども支援コーディネーターや校長・教頭に報告する。毎週行う生徒指導委員会の中でいじめ対策委員会を開催し、早期発見やいじめ事案の情報共有を図るとともに、毎週行う教育相談部会においても情報を交流する。子ども支援コーディネーターは、いじめはもとより、不登校、ヤングケアラー、虐待など、子どもが抱える様々な課題に関する情報を集約し、学校全体での組織的な対応や、福祉部局等関係機関と連携した重層的な支援につなげる。
52	いじめの疑いの段階での翌課業日中の教育委員会への速報	学校で把握したいじめの疑い事案（いじめかどうか確認できていない事案を含む）については、学校で「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に情報共有・対応方針の検討を行った上で、いじめ事案報告書を速やかに作成し、児童生徒支援課への迅速な報告を徹底する。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	中学校区の小学校、幼稚園、保育園のほか、関係機関の担当者での連絡会を学期に１回以上開催し、生徒の過去の生活状況や兄弟姉妹に係る情報の他、園児児童生徒の様子やいじめの状況などの情報を共有し、指導や支援に生かす。さらに、校内での進級時も同様に、前学年から次の学年の教職員に対し、適切に情報を引き継ぎ、切れ目のない必要な支援ができる体制を整える。

③　その他（学校独自の取組）

取組目標
定義に則し、いじめを早期に発見し、適切に対応できる指導力の醸成と意識向上を図るための教員研修を実施。
重大事態に関する資料を活用の上、検証と反省を行うことで、具体的な組織対応のあり方や効果的な役割分担、教職員はもとより生徒集団も含めた意識改革に係る指導を行う。

(3) いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた生徒を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めるとともに、その行為が相手の心や体を傷つける可能性があることを伝え、どのようにしたらよいのか等、指導します。また、生徒や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている生徒や相談のあった生徒の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡します。

なお、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対処を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

ついては、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

① いじめ事案への組織的かつ適切な対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	各担任や学年の教職員はいじめにかかる情報を子ども支援コーディネーターに適切に報告する。また、子ども支援コーディネーターは適宜、管理職への報告を行い、いじめ対策委員会を開催の上、対応方針と対応策を迅速に確認して組織対応する。学校のみによる対応が困難な場合は、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士などの外部専門家をいじめ対策委員会に参画させ、専門的見地からの助言も得て、事案の解決を図る。

55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	本人や周辺からの聞き取り等をもとに、身体的・精神的な被害について的確に把握し、迅速に初期対応する。また、いじめの理由や背景を捉えた上で、加害行為が繰り返されることなく、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるように、根本的な解決を図る。また、保護者との連携の上、生徒の状況把握に努めることで、いじめの解消を丁寧に確認する。加えて、必要に応じて関係機関とも連携する。
56	インターネット上のいじめへの対応	情報モラル教育として、日頃から情報機器の安全な使い方について指導するとともに、保護者との連携を深め、生徒の状況を把握できるような見守り体制の強化に努める。事案発生時には関係機関と連携し、事案に適した助言を得る。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	被害生徒や保護者と連携し、可能な限り具体的な情報を生徒に示し、より正確で詳しい情報が得られるよう努める。また、事案発生からアンケート実施、アンケートの内容確認、対応方針の決定、実際の対応までの校内における動きがスムーズになるよう、子ども支援コーディネーターが中心となって対応する。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	生徒から聴き取った情報は同じ様式のシートに記録し、いじめ事案の報告書とともに保管する。また、実施したアンケートなどはデータ化して保存を行い、公文書として適切な管理及び保存（５年保存）を徹底する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	関係保護者に提示可能な情報は全て示すことを原則とし、教員と保護者が一体となって事案の解決に当たる。また、多くの保護者が軽微と捉えるような事案であっても、放置することによるリスクを説明し、保護者との協働の実現に努める。

②　その他（学校独自の取組）

取組目標
保護者と連携を図りながら、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることができるように、被害生徒と加害生徒の関わりをみとり、適宜、必要な支援と指導を行う。
インターネットやＳＮＳ等を通じて行われるいじめについて、情報の高度の流通性、発信者の匿名性をはじめ、その他の特性を踏まえて、防止および効果的な対処ができるように、必要な啓発活動として外部講師を招くなどの研修講座を複数回開催する。

２　いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

ア）いじめの防止等の取組の年間計画を作成する

イ）いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る

ウ）いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う

エ）生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめの防止に関する意識啓発のための取組を行う

オ）いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う

カ）いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う

キ）いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク）重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

ケ）ＰＤＣＡサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（２）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当（児童生徒支援加配）とします。

なお、個々の事案に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーを含め、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官ＯＢ）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

（３）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

（４）いじめ事案対応フロー図

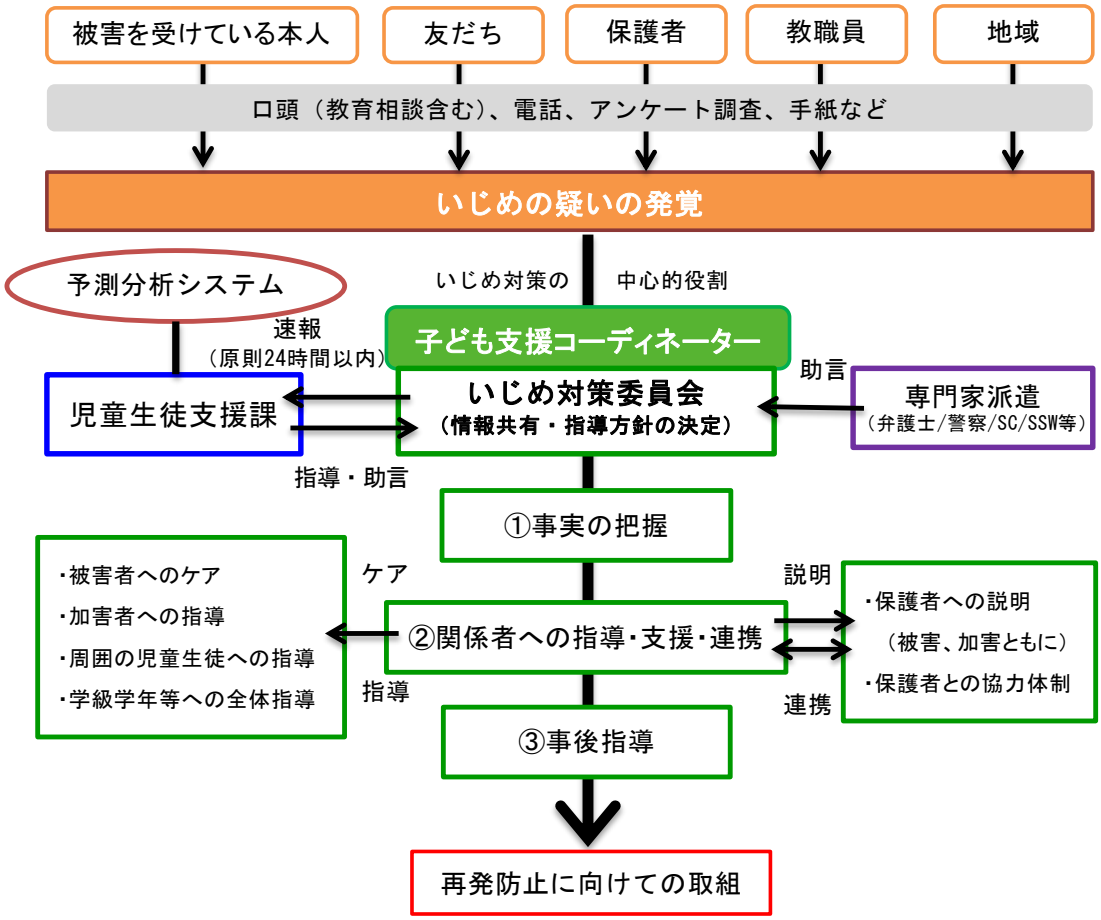

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、ＰＴＡ会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

３　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をＰＤＣＡサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

４　いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備　考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③）　保護者懇談会（④） 心のアンケート（②）　ミニ教育相談（②・③）	
5	情報モラル教育（①） 学校運営協議会（①・②・③・④）	・情報モラル教育に関連した講演会
6	いじめ防止啓発月間（①・④） 生徒によるいじめ撲滅に向けての授業の実施（①・②） 学校協力者会議（④）教育相談（②・③） いじめに関するアンケート（②）　心のアンケート（②）	・生徒会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会（④） いじめ撲滅ムービーの製作（①・②）	・生徒会を中心にした取組の実施
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	
9	心のアンケート（②）　ミニ教育相談（②・③）	
１０	いじめ防止啓発月間（①・④） 教育相談（②・③）　心のアンケート（②） いじめ撲滅ムービーの上演（①） 「ノーモアいじめ」ポスター制作（①） 学校運営協議会（①・②・③・④）	・生徒会を中心にした取組の実施
１１	情報モラル教室（①・②・③・④） いじめに関するアンケート（②）	・情報モラル教育に関連した講演会
１２	「ノーモアいじめ」ポスター配布 保護者懇談会（④）	
1	心のアンケート（②）	
2	教育相談（②・③） 取り組み成果についての検討会（①・②・③・④） 拡大いじめ対策委員会（学校協力者会議）（①・②・③・④） 学校運営協議会（①・②・③・④）	
3	いじめに関するアンケート（②）	
年間を通じて	・３S運動～さわやか・すっきり・すすんで～（①・②） ・生徒会「いじめ撲滅運動」の推進（①・②） ・校区内各校園・地域各団体連携のポスター制作 ・朝のあいさつ運動・下駄箱チェック（①・②） ・いじめ対策委員会・生徒指導委員会・教育相談部会（①・②・③・④）	

※いじめの未然防止に関すること…①
　いじめの早期発見に関すること…②
　いじめの早期対応に関すること…③
　いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

５．その他（資料等）

◇いじめ撲滅ポスター

◇いじめ撲滅運動　缶バッヂ

学習評価のしかたと通知表の見方

通知表とは？

お子さんの学校における学習状況や生活の様子をお知らせし、自己の取組の成果を客観的に確認し、今後の学校生活をより一層充実させるための努力を促すきっかけとなることを願って作成しています。従って、通知表は、学び・育ちを支援するための手がかりであり、お子さんの自ら学ぼうとする意欲がさらに高まるようご活用をお願いします。

評価の原則

評価は、各教科の学習内容に沿って定めた目標に対し、どの程度到達したかがわかる評価〔絶対評価〕で、成果だけではなく学習の過程や個人のよい点・進歩等も加味しています。

集団の中でどの位置にいるか等、他の生徒と比較して評価したもの〔相対評価〕ではないため、個人の努力が大きく反映されます。評価により自分の努力のようすを知り、次への努力目標・目安がつかみやすく、今後の取組に役立てやすくなっています。

観点別評価と評定

観点別評価は、右記の基準に従い、Ａ・Ｂ・Ｃの３段階でつけています。授業欠席、テスト未受験、課題の未提出などにより、評価できない項目は『／』で表記します。

【評価基準】
Ａ：十分に満足できると判断されるもの
Ｂ：おおむね満足できると判断されるもの
Ｃ：努力を要すると判断されるもの

評定は、観点別評価を基にして、その教科の総合的な到達度を下記の基準に従い、学期ごとに５段階で表しています。各教科で全ての観点別評価がつけられない場合でも、原則として評定をつけますが、どうしても無理な場合は、『／』で表記してあります。

【評定基準】
５：十分に満足できると判断されるもののうち、特に程度が高いもの
４：十分に満足できると判断されるもの
３：おおむね満足できると判断されるもの
２：努力を要すると判断されるもの
１：努力を要すると判断されるもののうち、より一層の努力を要するもの

電子化通知表について

各学期に１枚、前期後期制の教科については、11 月上旬に
１枚の計４枚を通知表としてお渡しします。各学期の通知票は、
お返しいただく必要はありませんので、ご家庭で保管してください。

進路指導

重点	Ⅰ 個々の生徒が、自己の能力や適性について考える力を養う。 Ⅱ 生徒の学習意欲を高めるための授業の改善を目指す。 Ⅲ 体験学習など、社会との関わりを持たせながら、自らの生き方を深く考える力を培う指導の充実を図る。

第１学年	□「職業調べ」等の学習を通して、働くことの意義や様々な職種について学び、将来の進路に関心を持ち、進んで自らの進路を考えようとする態度を養う。
第２学年	□「瀬田中チャレンジ・ワーク」等を通して、働くことの意義や喜び・苦労等に触れながら、主体的に自らの進路を考えようとする態度を養う。
第３学年	□自らの進路を考える情報を主体的・積極的に収集させ、適性に合った進路を選択する力を養う。 □進路相談等を通して、自らの将来や生き方を考えることができるようにする。
特別支援学級	□個々に応じた指導を通して、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるようにする。

令和７年度　進路年間計画（第３学年）

月	進路に関わる行事	月	進路に関わる行事
４ 月	全国学力・学習状況調査 第１回実力テスト	１０月	２学期中間テスト 進路教育相談 第２回進路説明会 第３回進路志望調査
５ 月	第１回進路志望調査	１１月	第５回実力テスト ２学期末テスト
６ 月	第２回実力テスト 第１回進路説明会 １学期末テスト	１２月	就職四者懇談会 進路三者懇談会
７ 月	学期末懇談会	１ 月	第６回実力テスト
８ 月	高校１日体験入学及び説明会 第３回実力テスト 第２回進路志望調査	２ 月	県内私学入試　　県外私学入試 ３学期末テスト 県立高校入試
９ 月	第４回実力テスト	３ 月	卒業式 (県立２次選抜、県立通信制課程募集)

※ 予定ですので、実施日の変更が生じる場合があります。

健康診断について

健康診断の実施項目および対象学年（●：全員　△：一部）

※令和７年４月１日現在

検査項目		１年	２年	３年
身体測定		●	●	●
視力検査		●	●	●
聴力検査		●		●
内科検診		●	●	●
眼科検診		●	●	●
耳鼻科検診		●	●	●
歯科検診		●	●	●
結核健康診断（問診及び診察）		●	●	●
尿検査	１次	●	●	●
	２次	△	△	△
心臓検診	心電図検査	●	△	△
	聴診	△	△	△

健康診断結果のお知らせについて

◎健康診断の結果、所見が認められた方には「（○○科）健康診断結果のお知らせ」をお渡しします。「健康診断結果のお知らせ」を受け取られた時は、なるべく早く受診し、医師の指導や治療を受けてください。

◎健康診断の結果は、学期末に「健康の記録」でお知らせします。

保 健 室

保健室は、校内の保健センターとして、健康診断・救急処置・健康相談などを行います。

（１）内服薬は使用しません。

（２）けがなどについて応急手当は行いますが、継続的な処置・治療はできません。

（３）緊急に受診が必要な場合は、学校から医療機関へ移送します。学校から保護者の方へ連絡をしますので、保護者の方は付き添いをお願いします。
なお､個人情報保護の関係で保護者が来られるまで治療が開始できないことがあります。

けがが発生した場合

１．保護者に連絡をとり、受診する医療機関を決めます。

２．連絡がとれない場合は、保健管理票に記入していただいているかかりつけの医療機関・校医または、受診可能な医療機関に搬送します。

３．首から上のけがについては、大津市教育委員会の指導により、原則救急搬送させていただきます。

４．保険証・福祉医療券・治療費が必要となりますので、受診する医療機関までご持参ください。

（４）急に体調が悪くなった場合は、休養または早退の措置をとらせていただきます。
なお、感染症の流行状況により、基準を変更することがあります。

休養の基準

１．休養することによって、回復が期待できる場合は、休養し経過を観察します。
２．休養は１授業時間（５０分）を限度とします。

早退の基準

１．検温および随伴症状（呼吸の乱れ・脈拍数の増加・おう吐・発汗・倦怠感等）を確認し、早退させるか、医療機関へ搬送するかを判断します。状態によっては救急車を要請します。
２．生徒を早退させる場合には、保護者に連絡します。迎えをお願いすることもありますので、ご協力をお願いします。

（５）健康相談は、保健室に来室した機会を利用して実施しています。
心やからだの悩みや相談事を話していく中で、自分の気持ちを話せるようになることや、課題に気づいて解決の手立てにつなげること等を目指しています。

保健関係書類の記入と提出について

健康診断に必要な書類やスポーツ振興センター加入手続きなど、保健関係書類の記入と提出をお願いします。いずれの書類についても、必ず保護者の方が、正しくご記入ください。

① 保健調査票（白：Ａ３　２つ折り）
生徒の健康状態を把握し、健康管理・保健指導に役立てるものです。小・中学校９年間通して使用します。年度初めに配布しますので、健康状態で気になること等があれば、該当学年の欄にご記入ください。「平常時の体温」の記入も忘れずにお願いします。

② 運動器検診保健調査票（クリーム色：Ａ３　２つ折り）
生徒の運動器の状態を把握し、健全な運動器の発育・発達に役立てるものです。小・中学校９年間通して使用します。年度初めに配布しますので、運動器の状態で気になること等があれば、該当学年の欄にご記入ください。

③ 心臓検診票（横長変形）
学校で実施される心電図検査に使用します。生年月日、フリガナ、記入者名を忘れずにご記入ください。また、質問項目についても正しくご記入ください。
なお、年・組・番・身長・体重・部活動名の欄は、入学後学校で記入しますので、空欄でご提出ください。

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター同意書（サイズ：Ａ４　令和６年度よりＡ５）
学校の管理下で生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金が給付される制度に加入するための同意書です。

⑤ **保健管理票**（サイズ：Ａ４）

けがや病気などの緊急時に使用します。携帯電話番号だけでなく、勤務先等必ず連絡がとれる番号をご記入ください。「受診する際の参考事項」の欄の記入もお願いします。

３年間通して使用します。年１回、保護者の方に確認をしていただきます。変更があった場合は、速やかに担任を通じてお知らせください。

⑥ **アレルギー疾患に関する調査票**（サイズ：Ａ４）

⑦ **食物アレルギー調査票**（サイズ：Ａ４）

学校行事、実習、給食等学校生活を安全に実施するための調査です。アレルギー疾患があり、学校生活で配慮が必要な生徒については、年１回、保護者の方に調査票の確認等をしていただきます。

独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

大津市教育委員会では市内の小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、別紙同意書にご記入の上、提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取り扱いには、十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は、改正後の規定によりますが、令和６年 11 月１日現在、その主な内容は次のとおりです。

１　給付の種類と給付される場合

学校の管理下で発生した事故による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎等法令で定めのあるもの）の医療費、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残ったときの障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 授業中（特別活動中を含む）
② 学校の教育計画に基づく課外指導中
③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
④ 通常の経路及び方法による通学中
⑤ 寄宿舎にあるとき　等

２　給付金額　［災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第３条によります。］

① 医療費　医療保険並の療養に要する費用の 4/10（そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう 10 割分）が 5,000 円以上の場合が給付の対象となります。〔医療保険でいう被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の３割分となります。〕

ただし、高額療養の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています。）に「療養に要する費用月額」の 1/10 を加算した額が給

付されます。

② 障害見舞金　障害の程度に応じて、4,000 万円（１級）から 88 万円（１４級）が給付されます。（通学中の場合は 2,000 万円から 44 万円）

③ 死亡見舞金　3,000 万円が給付されます。（運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は 1,500 万円）

３　給付基準

① 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長１０年間行われます。

② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から２年間行わないときは、時効によって消滅します。

③ 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことがあります。

④ 他の法令の規定による給付（ひとり親家庭医療費助成制度・子ども医療費助成）等を受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。

④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行われません。

４　共済掛金（年額）予定

保護者等負担額　５５２円　（大津市教育委員会負担額　３８３円）

※ 負担金額は年額です。

※災害共済給付制度の詳細は、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページをご確認ください。

教科書

教科書は無償(費用は国が負担)です。紛失した場合の再給付はされませんので、自分で購入すること(有償)になります。

紛失された場合は、最寄りの教科書販売店で直接購入して下さい。

★ 奎文堂　　大津市膳所２－９－１１
TEL：０７７－５２４－３５３５

★ 奥田修文堂　　大津市栄町６－２９
TEL：０７７－５３７－１０３９

大津市立中学校では、同じ教科書を使用しています。学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使用している教科書のうち、大津市と違う教科書のみが無償給付されます。ただし３月の転出入については給付されません。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という）とは、生徒が旅客鉄道株式会社（ＪＲ各社）の営業キロで１００キロメートルを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。

１．制度の趣旨

学割証は、生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。
（ 休暇、所用による帰省、教育活動、受験、傷病の治療、見学又は行事への参加 ）

２．使用対象となる鉄道会社

学割証はＪＲ各社が自社の利用に関して発行しているものですので、ＪＲ各社のみが対象です。（他の鉄道会社については、各社の営業規則によりますので、乗車券購入の前に各社の窓口にご確認ください）

３．その他

学割証は普通乗車券を購入する際に利用するもので、通学定期乗車券の購入にはご利用いただけません。

学割証の有効期限は、発行から３ヶ月です。また、卒業する生徒に対しての有効期限は３ヶ月ではなく、在籍期間の終期までになりますのでご注意ください。

その他不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。

４．発行までの流れ

１週間前までに生徒が事務室、または担任に申し出てください。

↓

学校学生生徒旅客運賃割引証発行願（以下「発行願」）をお渡しします。

↓

生徒が持ち帰られた「発行願」を**保護者が記入・押印**のうえ、
担任または事務室まで提出してください。

↓

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」）を発行します。

↓

「学割証」を受け取られましたら３ヶ月以内にＪＲ各社の窓口で
「学割証」を提示し切符を購入してください。

※「往復乗車券」を購入する場合は、「発行願」は１枚で済みます。

学校諸経費（口座引落）　～保護者に負担していただくお金～

１．集金項目・金額（令和７年度分）

① ＰＴＡ会費（300 円/月）予定‥‥‥PTA に加入の方。兄弟姉妹のある場合は兄姉で集金。
② 独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金‥‥年間５５２円
③ 引落手数料（銀行側に支払い）‥‥‥引き落とし１回ごとに１１円
④ Biz ダイレクト利用料（銀行側に支払い）‥‥‥集金額は別途お知らせいたします。
⑤ 学年費・生徒会費‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥集金額は５月にお知らせします。

２．口座振替日

年間６回（ 5/26　6/26　7/28　9/26　10/27　11/26 ）

３．口座振替の手続き　　【指定銀行：滋賀銀行・関西みらい銀行】

①指定銀行で口座開設をしてください。（指定銀行に口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください。）
②学校から配布された「学費等預金口座振替依頼書・預金口座振込申込書」へ記入・押印してください。
③記入した申込書を口座開設した銀行窓口へ提出し、口座内容の確認を受けてください。
④口座内容の確認後、銀行から「預金口座振替申込書」が返却されます。
⑤返却された「預金口座振替申込書」を学校へ提出してください。

※注意！！口座振替に登録した口座内容を変更したときは、すぐに学校へご連絡願います。

学校から返金手続きを行う際、口座内容に相違がありますと振込エラーとなり、手数料が発生します。手数料は保護者の方に負担していただくこととなるため、口座番号･口座名義名を変更されたときは、必ず学校へご連絡お願いいたします。

４．学校給食費について

学校給食費の概要

大津市では、学校給食法に基づき、保護者から徴収した学校給食費は食材の購入に充てており、調理師などの人件費、調理施設の光熱水費や整備費、改修費等は大津市が負担しています。また、大津市では、市で給食費の徴収、管理を行っています。

【学校給食費の計算と支払について】

●毎月の学校給食費は、「日額（１食あたりの単価）×その月の給食日数」が基本です。
　中学校：日額２９０円　　＊アレルギー等により単価が異なる場合があります。
●給食実施日数に応じて、**１ヶ月分を翌月**に請求します。ただし、**２月分と３月分は３月**に合計額を請求します。
●口座振替日は、給食実施月の**翌月２８日**（２８日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。なお、毎月分の学校給食費について個別に通知はしません。
●万一、口座振替ができなかった場合は、大津市より納付書を送付します。
期限までに納付書に記載の金融機関等の窓口で直接納付していただくことになります。
●インフルエンザ等の学級閉鎖や暴風警報等で給食を実施しない場合、すでに給食食材の発注が済んでいますので、学校給食費は徴収します。

就学援助

就学援助費

大津市教育委員会では、市内国公立小中学校に就学している子どもや、４月から入学予定の子どもがいる家庭で、経済的な理由により就学に必要な経費の負担が困難な保護者を対象に、学用品費や給食費等の学校で必要な費用の援助を行っています。就学援助費はご家庭の教育費の支出を補助するものであり、学校からの集金を免除するものではありません。

＊申請は毎年必要です。申請がまだの方は随時受け付けられますので申請してください。
なお、申請日が毎月１日以外は、翌月認定となります。
（例：①申請日４月１日→認定月４月から　　②申請日４月２日→認定月５月から）
＊小学校・中学校両方に子どもさんがおられる家庭につきましては、一枚の申請書で小中両方の援助が受けられます。

※ 詳細は、大津市教育委員会事務局　学校教育課　学事グループ
または事務室までお問い合わせください。
電話：教育委員会　５２８－２９６７
瀬田中学校　５４５－８００１

詳細は大津市ホームページをご覧ください

令和７年度入学予定の方

【令和７年度就学援助費受給の申請について】

申請期間　　令和７年３月２日から４月１０日（窓口受付は閉庁日を除く）
（その後も随時受け付けますが、支給額が減る場合があります。）

申請書交付および受付場所
・大津市教育委員会事務局学校教育課（市役所別館２階）
・最寄りの各支所
・在籍している学校

給付内容
① 学用品費等
② 新入学学用品費
③ 校外活動費
④ 通学費（６ｋｍ以上で公共交通機関利用者のみ）
⑤ 修学旅行費
⑥ 体育実技用具費
⑦ 医療券

給付時期
１学期（４・５・６・７月）分　　……　　７月
２学期（８・９・10・11・12月）分　……　１２月
３学期（１・２・３月）分　　……　　３月

＊申請は毎年必要です。前年度に受給されていた方も再度申請してください。

特別支援教育就学奨励費

大津市教育委員会では、市内小中学校の特別支援学級に在籍している子どもがいる家庭に対して、就学援助費または特別支援教育就学奨励費を給付しています。
（ただし、教育扶助費を受給している場合、就学援助費、特別支援教育就学奨励費は支給されません）

※ 詳細は、大津市教育委員会事務局　学校教育課　学事グループ
または事務室までお問い合わせください。
電話：教育委員会　５２８－２９６７　　瀬田中学校　５４５－８００１

転校手続き

校区外に転居される場合は、転校(転出)の手続きが必要です。転居が決まりましたら(予定でも)できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、学年会計の精算を行います。校区内で転居（予定）される場合でも、新しい住所などを学校へ連絡してください。

【転校手続きの流れ】

① 市役所戸籍住民課又は各支所で転出届（市内転居の場合は転居届）を出します。
大津市外の場合は、転出する前に転出先・転出予定年月日を届けてください。
大津市内の場合は、新しい住所に転居した日から１４日以内に届け出てください。
② 本校から、「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を発行します。
③ 転出先の市役所等で転入手続きをします。（市外転居の場合）
窓口の案内に従って手続きをしてください。
④ 転出先の学校に「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出し、転入の手続きをしてください。

給食について

準備するもの

- 箸（はし）を必ず毎日持参してください。　ランチョンマット（机に敷くもの）は必要ありません。割り箸は持ち帰ります。
- 給食当番のエプロン、帽子は学校で貸し出します。給食当番が終わったら洗濯して返却してください。マスクは各家庭から持参してください。
- 飯碗の持ち帰りはありません。
- 箸を忘れた時は、学校から割り箸を貸しますが、必ず新しい割り箸を持って来てください。

提供する給食について

（学校給食課からのお知らせ）

【東部学校給食共同調理場から配送します。】

- 主食　米飯　：　週４回
  パン　：　週１回
  麺　：　月１回程度
- 副食（主菜、副菜）
- 牛乳（飲用ヨーグルト：月２回）

食物アレルギー対応

（学校給食課･中学校からのお知らせ）

- 大津市では、食物アレルギーに対応できる調理施設になっていないことから、個々の食物アレルギーに対応した学校給食の提供はしておりません。
- 食物アレルギーを有する生徒については「学校生活管理指導表」「食物アレルギー調査票」などを学校に提出してください。それらをもとに面談等を行い、細かな対応を検討します。
- 希望された保護者の方に、詳細な献立表や食品原材料表を配布します。保護者の方に内容を確認いただき、毎日の献立の「食べる・食べない」を決めて、「献立チェック表」に記入してください。

ＰＴＡ活動

《　PTA 組織図　》　すべてボランティアを募ります。
※PTA 加入は任意です。

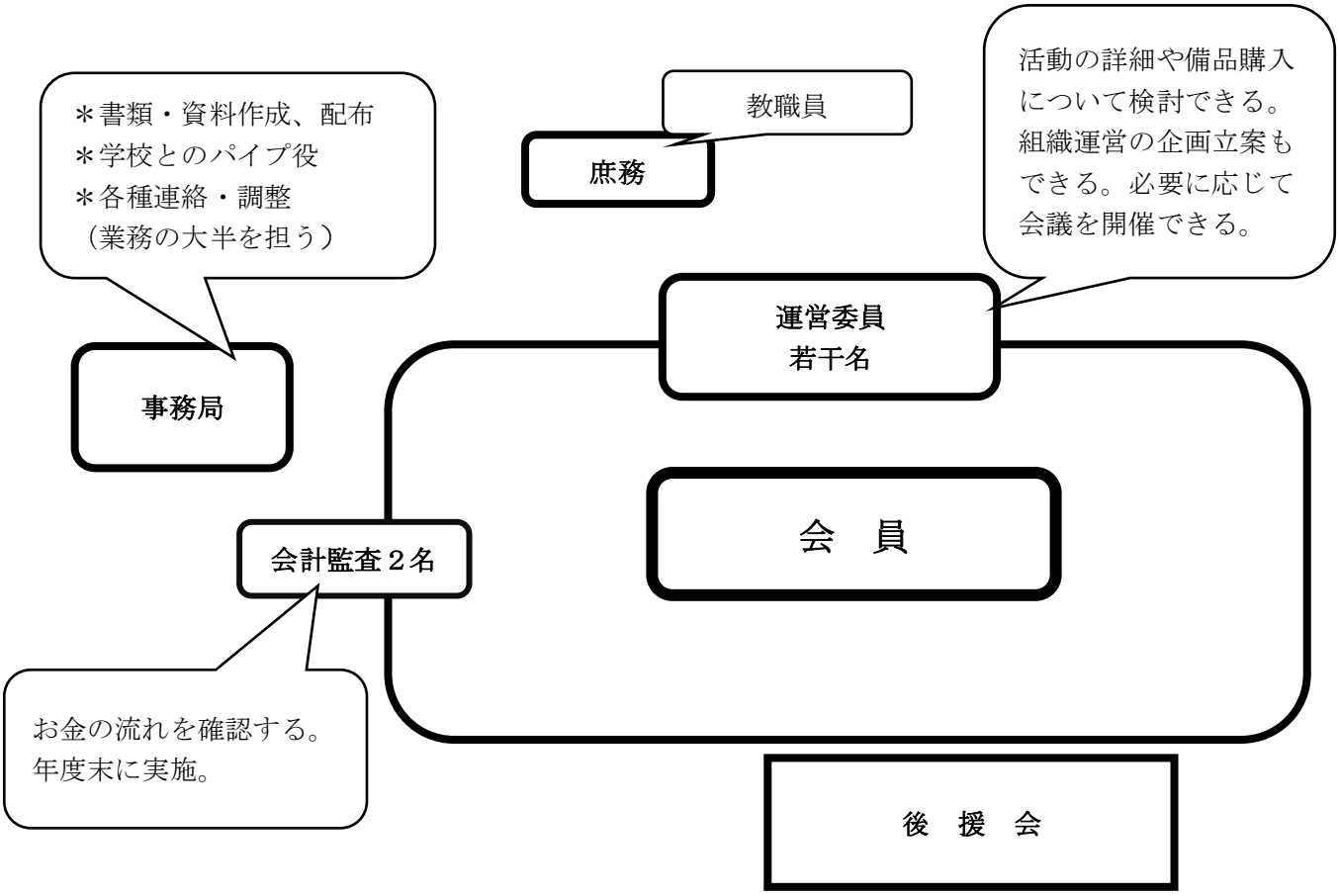

《　瀬田中 PTA 活動基本理念　》

できる時に　できる人が　できる事を　できる範囲で　自主的に楽しむ

『自主・自律』の校訓のもと、保護者、教職員が共に力を合わせ、地域に根差した自主的かつ前向きな活動で子ども達を支え、応援していきます。

《　活動方針　》

本会は【学校と家庭・社会の連絡を緊密にして、子どもたちの福祉を増進し、会員の学校教育に対する理解と教養を深める事】を目的としています。

これらの目的を達成するために、以下の事業を実施していきます。

１．親と子、教職員、地域の方々とのコミュニケーションの向上に関する事業。
２．子どもたちのモラル向上に関する事業。
３．子どもたちの安全と健康に関する事業。
４．校内の環境整備に関する事業。
５．ＰＴＡ活動を会員並び地域に広報する事業。

《　実践目標　》

・ＰＴＡ行事に１人でも多く参加してもらえるような仕組みを作り、学校と一緒に考えていきます。
・会員の皆さんが積極的にＰＴＡ・地域活動に参加する姿勢を通して、子どもの社会性を伸ばします。
・地域や行政、学校と共に、子どもたちが安全な学校生活を送ることができるようにしていきます。

入学について

入学にあたって

みなさんが、中学校生活を楽しく有意義なものにするためには、「自分は瀬田中学校の生徒である」という自覚と誇りを持つことが大切です。そして、集団生活の中でお互いに認め合い、個性を伸ばしていくことが重要です。この３年間は、心も体もどんどん変化し、大きく成長する時期です。入学を機会に気持ちを新しく切り替え、中学校をすばらしい学習の場、成長の場にしてほしいと願っています。

学習の心構え

(1) 中学校の学習は、小学校の学習をさらに広く深くしていくものです。

「わかりたい」という意欲を持って取り組めば、努力次第で学力は定着し、伸びていくものです。あきらめず、油断せず、こつこつと取り組んでください。

(2) 自ら進んで学習する積極的な姿勢が大切です。

宿題(学習課題)だけの学習から、予習・復習を計画的・能率的に実行できる学習習慣を身につけてください。家でゆっくり復習すれば、理解できることも増えてきます。

(3) 授業第一、継続は力なり。一時間一時間の授業が大切です。

そのためには、次の約束事を守ることが、確実な力を身につけていく秘けつです。

① チャイムと同時に授業が始まります。早めに授業の準備をしましょう。
② 忘れ物がないよう、学習に必要なものは前日に準備しておきましょう。
③ 先生の話、友達の発表をよく聞いて、ノート整理も見やすいよう工夫しましょう。
④ 分からないところは、分からないままにしておかず、必ず質問して解決しましょう。

(4) 学期ごとに定期テスト（「中間テスト」・「期末テスト」）があります。

定期テストは、学習成果を確かめるよい機会です。自分の学習状況を把握する資料として活用できます。テスト一週間前までには、テストの時間割や範囲が発表されます。また、テスト勉強の時間確保のため、一週間前から部活は停止になります。

(5) テストの前には『ＳＥＴＡ塾』があります。

テスト前には質問教室として「SETA 塾」があります。授業で理解しきれなかったことがあれば、この機会を活用しましょう。

入学に伴う購入品

瀬田中学校の学生服や体操服等は、次頁の一覧の店で取り扱っています。「瀬田中学校の制服を」と申し出ていただければ購入できます。

なお、学生服には、校章・店名を明記した織ネーム(下図) を販売店で縫い付けてもらうことができます。

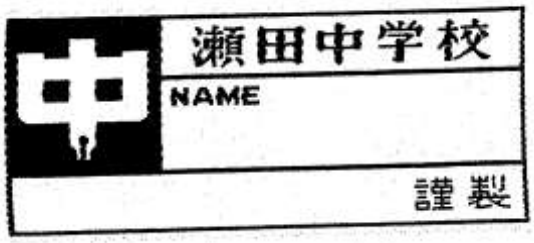

【物品価格一覧】　（価格はすべて税込）　（令和７年１月１日改定版）

	物品名		価格	備考
①	男女学生服			
②	体操服(男･女)	ジャージ 上	５，７９７円	
		ジャージ 下	４，４１１円	
		半袖Ｔシャツ	２，９０９円	
		ハーフパンツ	３，３７１円	
③	上靴（ﾗｯｷｰﾍﾞﾙ株式会社 ｽﾃｯﾌﾟ101）		１，７００円	類似のものでもかまいません。 但し、ラインは黄色
	体育館シューズ（ﾗｯｷｰﾍﾞﾙ株式会社 ｱﾘｰﾅ100）		２，７００円	類似のものでもかまいません。 但し、ひもは黄色
④	名札		１７０円	□ 名札は学校で一括注文し、入学後に配布します。
	男子学生服用ボタン	大	４５円	□ ボタンは下記①の販売店で購入できます。
		小	３５円	
	棒タイ		２６０円	
■ 自転車通学生				
⑤	ヘルメット	学校より斡旋はしておりませんので、各ご家庭でご準備ください。 ヘルメットについては、「SG マーク（自転車用製品安全協会規格品）」のついたものが望ましいです。		

※令和６年の値段から、令和７年１月１日付けで上記値段に変更となります。

※④の再購入希望は、担任に申し出てください。

※年度途中で価格は変更される場合があります。

【販売取扱店】

※ ①～③は、上記一覧の物品番号です。

指定店・住所・電話番号等			①	②	③
株式会社　コンセ	大江８丁目 110-1	545-3435		○	
【営業時間】　９：００～１７：００　【定休日】土・日曜日					
山崎商店	大萱二丁目 23－19	545－2614	○		○
【営業時間】　９：００～１８：００　【定休日】日曜日					
学生服の店ロング	一里山五丁目９－７	545－7501	○	○	○
【営業時間】１０：００～１９：００　【定休日】水曜日					
大橋屋	瀬田一丁目 17－13	545－0028			○
【営業時間】　９：００～１７：００　【定休日】日・月曜日					

地域行事

これまでの取り組み

建部大社　春祭り（４月）・船幸祭（８月）参加

中学生神輿を担いだり、受付業務を担当したりなど、参加しています。

秋祭り（１１月）

秋祭り等の地域行事では
生徒たちが率先してボランティア活動をしてくれています。

地域清掃活動

学校周辺や国庁跡など保護者、地域、学生ボランティアの方々とともに、清掃活動を行っています。

学区の運動会（１０月）

地域の運動会に、運動会の各種目にも、積極的に参加しています。

文化祭・人権週間にちなんだ展示にも、生徒の作品を展示しています。

※地域との調整により、活動の内容等を決定しています。上記は令和 6 年度に実施した行事です。

※保護者・教職員が参加している地域行事

瀬田学区・瀬田南学区「青少年健全育成強調月間」街頭啓発活動（７月・１１月）
瀬田学区合同カラオケ巡回パトロール
瀬田学区・瀬田南学区補導委員さんとの合同パトロール（夏休み・冬休み）

各学区の青少年健全育成学区民会議の方々を中心とした青少年健全育成の取組に、中学校も参加しています。

令和7年度　大津市立瀬田中学校

年間行事予定

1学期	4月	始業式・入学式・対面式
		身体測定・健康診断
		学級委員、生徒会委員選出
		部活動紹介　①部活動仮入部
		③全国学力・学習状況調査
		二者懇談会
	5月	①葛川ふるさと体験学習
		部活保護者会
		生徒総会
		滋賀県春季体育大会
		中間テスト
		教育実習
	6月	修学旅行
		交歓スポーツ大会
		教育相談
		期末テスト
		大掃除・ワックスがけ
	7月	期末懇談会
		壮行会・終業式
夏季休業		大津市夏季総合体育大会
		生徒会リーダー研修会
		滋賀県夏季総合体育大会
		吹奏楽コンクール
		近畿総合体育大会
		全国体育大会
2学期	8月	始業式
		身体測定
	10月	文化祭（合唱コンクール含）・体育祭
		中間テスト

2学期	10月	滋賀県秋季新人体育大会
		交歓スポーツ大会
		学級委員、生徒会委員選出
	11月	②職場体験学習
		市・県駅伝競争大会
		生徒会執行部役員選挙
		教育相談　　期末テスト
	12月	大掃除・ワックスがけ
		期末懇談会
		終業式
3学期	1月	始業式
		校内書き初め展
	2月	期末テスト
		大掃除・ワックスがけ
	3月	卒業式 終業式・修了式

※〇数字は学年です。

※このほかにも、1,2 年校外学習や生徒会各種委員会や実力テストなどがあります。

※日程は変更されることがあります。また、日程及び内容の詳細は、中学校からの通知文書や学年通信等でご確認ください。